

技 第 3 1 7 号
令和 4 年 8 月 9 日

島根県建設産業団体連合会長 様

島 根 県 土 木 部 長
(土木総務課建設産業対策室)
(技 術 管 理 課)
(公 印 省 略)

資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更等及び工事請負契約書第 26 条第 5 項の運用の一部変更について (送付)

このことについて、別添のとおり島根県農林水産部及び土木部関係課長等あて通知しておりますので、お知らせします。

技 第 3 1 7 号
令和 4 年 8 月 9 日

隠岐支庁関係各局長
農林水産部各課長
農林水産部各地方機関の長
土木部関係課長
土木部各地方機関の長

様

島 根 県 土 木 部 長
(土木総務課建設産業対策室)
(技 術 管 理 課)

資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更等及び工事請負契約書第 26 条第 5 項の運用の一部変更について (通知)

最近の資材価格が高騰している状況に鑑み、島根県公共工事請負契約約款第 26 条第 5 項の規定 (以下「単品スライド条項」という。) について、平成 20 年 6 月 18 日付け技第 160 号及び平成 20 年 10 月 10 日付け技第 371 号により運用してきたところですが、下記のとおり一部運用を変更することとしたので、取扱いに留意してください。

なお、各市町村及び関係団体へは別途送付しています。

記

1. 施行日 令和 4 年 8 月 15 日
2. 対象工事 島根県農林水産部及び土木部 (建築住宅課を除く) が所管する建設工事
かつ施行日以降で単品スライド条項によりスライド額請求を行う工事
(なお、令和 4 年 6 月 17 日以降で単品スライド条項によるスライド協議を開始している工事は受発注者協議により対象とすることも可能)
3. 運用方針 以下の通知を準用する。(別添のとおり)
令和 4 年 6 月 17 日付け
国会公契第 6 号ほか
「工事請負契約書第 26 条第 5 項の運用について」
※令和 4 年 6 月 30 日付け土総第 244 号で参考送付済み
※農林水産省及び林野庁所管事業についても追って通知される予定

4. 運用方法 工事請負契約書第 26 条第 5 項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）
（令和 4 年 7 月_国土交通省_大臣官房_技術調査課ほか）を準用
※「手続きの概要フロー、確認フロー」運用マニュアル（案）P67～68 参照

5. 変更概要

- ・変更点の概要は以下のとおり、

《これまでの運用》

工事材料の価格増加分について、工事材料の「実際の購入価格」（受注者が提出）と「購入した月の物価資料の単価」を比較し、安い方の単価を用いて請負代金額を変更

《新たな運用》

- 1) 購入価格が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、「実際の購入価格」の方が「購入した月の物価資料の単価」より高い場合であっても、「実際の購入価格」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。
- 2) 鋼橋上部工工事特有の商慣行により、「実際の購入価格」を示せない場合は、購入時期を証明できれば「購入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。
- 3) 年度毎に完済部分検査を行う複数年に跨がる維持工事の場合は、各年度末に単品スライド条項を適用することも可能とする。

契約約款に関すること

島根県土木部土木総務課建設産業対策室 奥村

TEL 0852(22)5388、FAX 0852(22)5782

MAIL : okumura-shunichi@pref.shimane.lg.jp

積算等に関すること

島根県土木部技術管理課

土木設計基準グループ 森山

TEL 0852(22)5924、FAX 0852(25)6329

MAIL : sekisan-system@pref.shimane.lg.jp

農林設計基準グループ 中島

TEL 0852(22)5653、FAX 0852(25)6329

MAIL : sekisan-system@pref.shimane.lg.jp